

少額随意契約の基準額等について

財務省

2024年11月15日

国の契約方式について

- 国の契約は、不特定多数の者に競争を行わせる「一般競争方式」により、国にとって最も有利な者を契約の相手方とすることが原則。これに加え、例外的に「指名競争方式」又は「随意契約」が採用されている。

《競争入札によるもの》

一般競争契約

原則的な契約方式。発注者が公告をし、これに対する**不特定多数者による入札**を行うことで落札者を決定し、その者と契約する方式。

指名競争契約

発注者が指名した競争参加者による入札を行うことで落札者を決定し、その者と契約する方式。契約の目的等により競争に加わるべきものが少数の場合、一般競争に付することが不利な場合等に認められる。

《競争入札によらないもの》

随意契約

競争入札によらず、契約の相手方を定めて、その者と契約する方式。
会計法に定められた随意契約によらざるを得ない場合及び予決令等に具体的に限定列举された場合以外には認められない。

競争原則について

- 有川博「官公庁契約法精義2020」（全国官報販売協同組合、2020年）
「一般競争契約を契約方式の原則として採用したのは、明治22年制定の会計法に始まる。同法は納税者である国民に対する機会均等の思想と、オープンな競争に付することにより、最も公正な処理を図り、併せて広い範囲における競争によって最も有利な価格を発見しようとする目的から採用したとされる。」
- 前田努編「会計法精解（令和2年改訂版）」（大蔵財務協会、2020年）
「一般競争方式が契約方式の原則として採用されたのは、財政的消費が納税者の負担に基づいて行われるところから納税者の機会均等と公正な処理を行うべきとの思想にあわせて最も有利な条件の相手方を選定するとの理念に最も合致することによるもの」

随意契約について

- 例外的に認められる随意契約は、競争が不可能等の場合に例外的に許容されるものであるが、法令上「随意契約によるものとする」場合と「随意契約によることができる」場合がある。

《随意契約によるものとする場合》

（会計法第29条の3④）

- ① 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
一法人において専有する物品を買い入れる場合 など
- ② 緊急の必要により競争に付することができない場合
天災地変等により人命に関し一刻を争うようなとき など
- ③ 競争に付することが不利と認められる場合
現に契約履行中の工事等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外に履行させることが不利な場合 など

《随意契約によることができる場合》

（会計法第29条の3⑤）

- ① 予決令第99条各号に掲げる場合
 - ・契約の予定価格が少額である場合
 - ・国の行為を秘密にする必要がある場合
 - ・国の施策上の必要から随意契約によるもの など
- ② 予決令第99条の2の規定による場合
 - ・競争に付しても入札者がいないとき（不調）
 - ・再度の入札をしても落札者がいないとき（不落）
など

関係条文

- 会計法（昭和22年法律第35号）

第29条の3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- ② 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- ③ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がある場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- ④ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- ⑤ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

少額随意契約の基準額の推移について

- 少額随意契約とは、競争に付することは可能であるが、契約金額が少額であるため契約事務の簡素化の観点から競争に付するまでもない場合に認められるもの。
- 現在の予決令が制定された1947年(昭和22年)以降の金額基準の推移は以下のとおり。

単位：万円

		1947年	1948年	1962年	1966年	1974年（現行）
第2号	工事又は製造	7	50	100	150	250
第3号	財産の買入れ	5	30	60	100	160
第4号	物件の借入れ	2.5	15	30	50	80
第5号	財産の売払い	2	10	20	30	50
第6号	物件の貸付け	1	5	10	20	30
第7号	その他の契約	3	20	40	60	100

関係条文

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

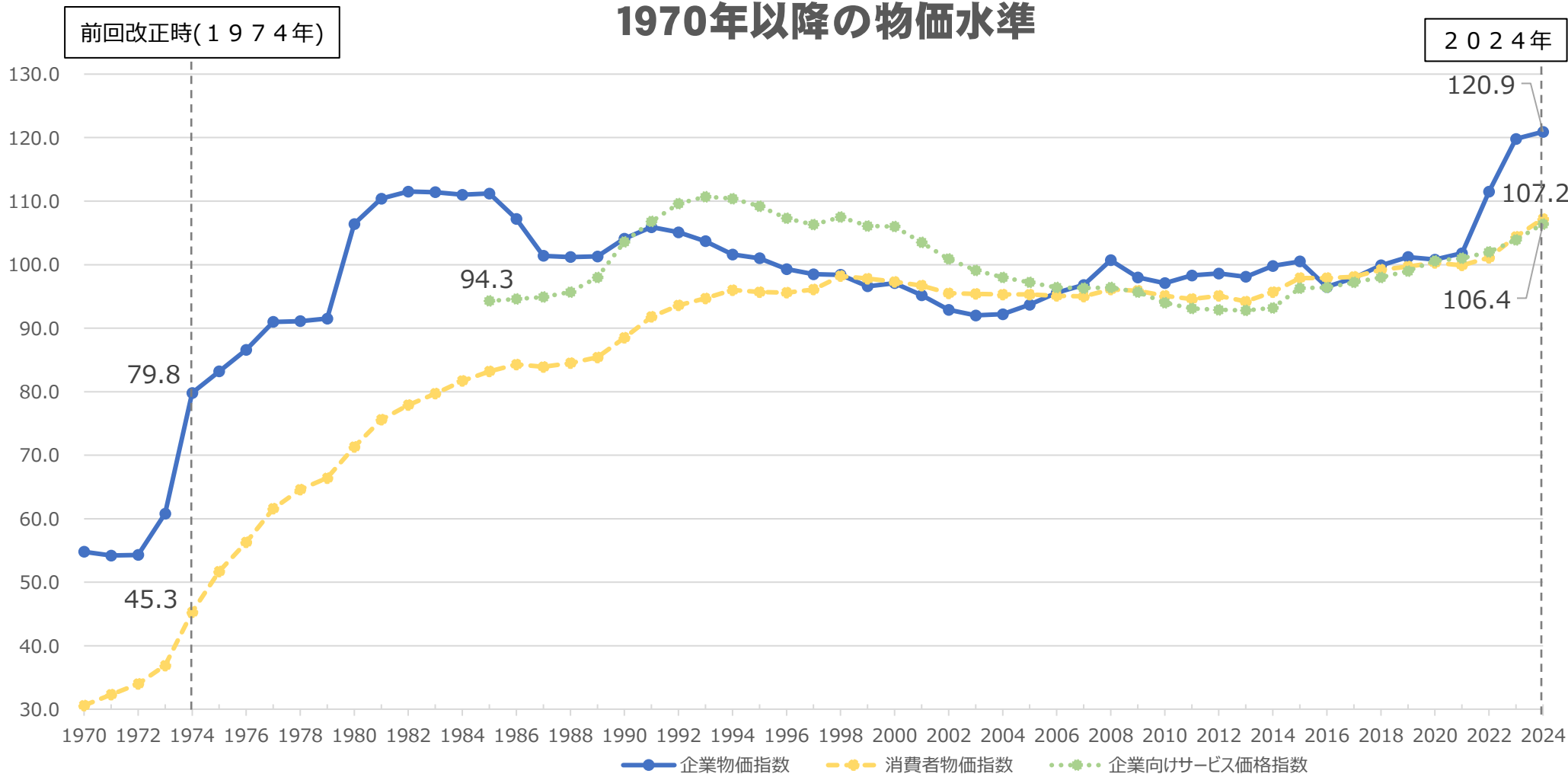
第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によりことができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 予定価格が250万円を超えない**工事又は製造**をさせるとき。
- 三 予定価格が160万円を超えない**財産を買い入れる**とき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない**物件を借り入れる**とき。
- 五 予定価格が50万円を超えない**財産を売り払う**とき。
- 六 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない**物件を貸し付ける**とき。
- 七 **工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約**でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 八～二十五 （略）

前回改正時からの物価水準の動向について

- 前回1974年の引上げにおいては、企業物価指数を踏まえて、約1.6倍の引き上げを実施。
- コロナ禍後の物価高騰により、2024年3月において、前回の改定時から企業物価指数は、1.52倍の水準。

1970年以降の物価水準



(出所) 日本銀行「企業物価指数」、同「企業向けサービス価格指数」、内閣府「消費者物価指数」

(注1) 企業向けサービス価格指標は、1985年より統計開始。

(注2) いずれの指標も各年3月時点の指数であり、2020年(暦年平均)を「100」としている。

少額随意契約に関する最近の議論

- 前回の改定後、特に1980年代以降は、公共調達における一層の競争性や透明性を確保するための取組みが行われたことに加え、物価の下落ないし横ばい傾向が長らく続いたことから、少額随意契約の基準額を引き上げる状況にはなかった。
- コロナ禍後、急速に物価が上昇していることに加え、契約事務の簡素化等の観点から少額随意契約の基準額を引き上げるべきではないかとの要望が強くなりつつある。

最近における主な意見・要望

【第213回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 令和6年2月27日】

- 斎藤（洋）分科員 （略）少なくとも、物価が上昇している分については250万円という上限額を引き上げるべきではないか。つまり、実質的にできる量が、仕事の量が変わらないわけですから、そのままだと目減りをしてしまっているわけです。ですので、この250万円というのを、価格上昇分、物価上昇分上げるべきではないかと考えますが、政府の見解をお尋ねいたします。

【令和5年に各省庁に対して実施した「会計制度に関するアンケートの実施について」の結果】

- 「調達事務の担当部署における人手不足や仕様の複雑化等により円滑な調達の実施が困難となっていると感じるか。」という設問に対し、約75%の省庁が「感じる」と回答しており、その改善策として、ほぼ全ての省庁が少額随意契約の基準額引上げを挙げている。

従来の考え方

【第171回国会 衆議院 予算委員会 平成21年5月7日】

- 麻生内閣総理大臣 少額の随意契約の基準額の話とかいろいろありますけれども、これは随意契約の縮小をずっと図ってきたこれまでの経緯もこれあり、そういった意味では、これまでの取り組みにいきなり、全然別に、逆行するということはなかなか難しいところという点もちょっと御理解をいただいておかねばならぬところかなと思っております。

【調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）（抜粋）（平成27年1月26日 行政改革推進会議）】

第2章 調達改善の取組指針 2. 適切な随意契約の締結 （3）少額随意契約の更なる改善

（略）したがって、事務の簡素化の観点から、手続に要する手間や時間は考慮されるべきであるが、可能な範囲で、より競争性や透明性に配慮した取組を行うことが求められる。

□ 標準的な取組の例

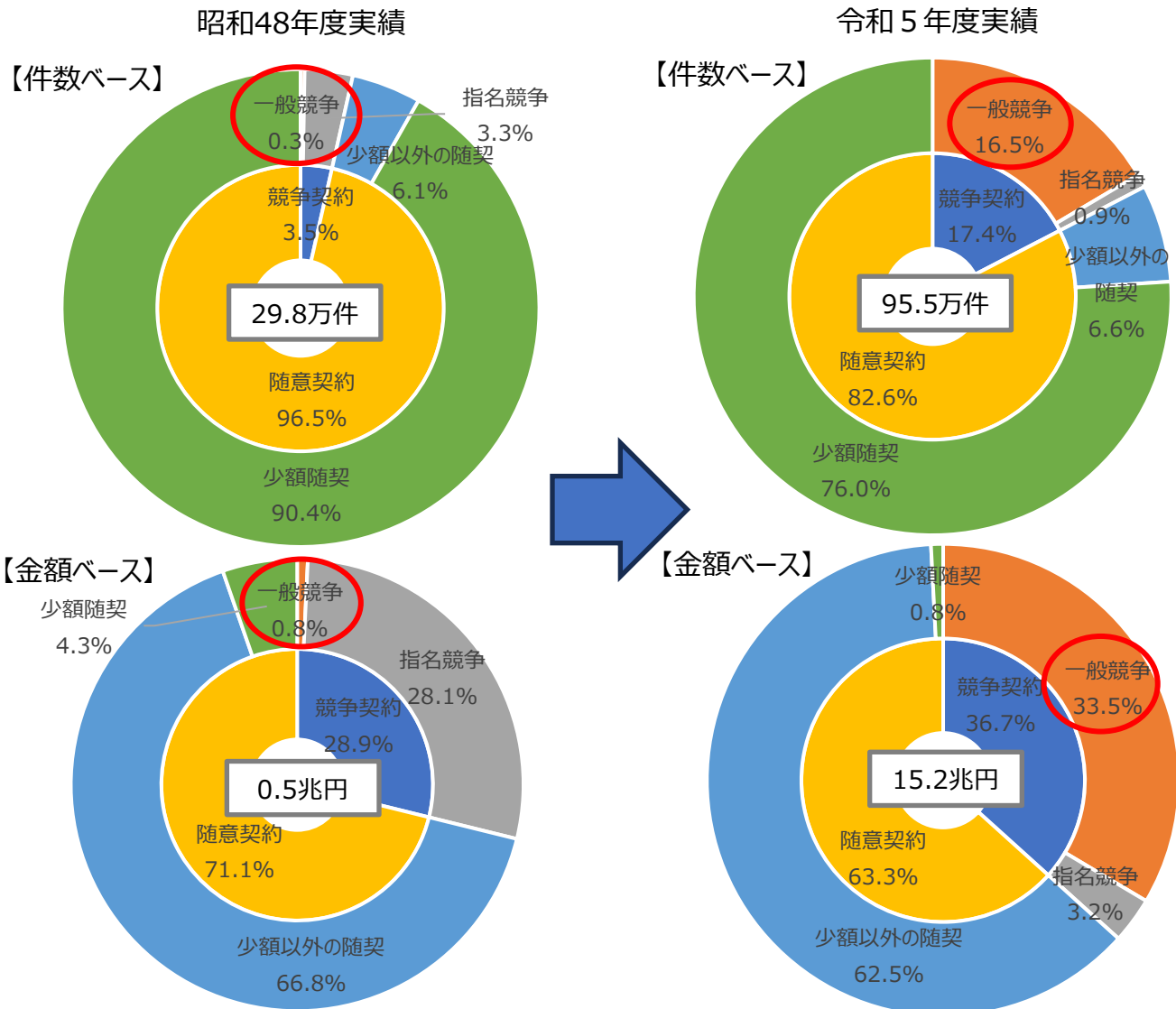
- ・ 調達の一括化を積極的に行い、競争入札へ移行

□ 発展的な取組の例

- ・ 窓口やホームページでの調達情報を公開した上で、（略）オープンカウンター方式の実施
- ・ 少額随意契約が可能な金額以下の案件での事務負担を考慮した上での一般競争入札の実施

国の契約における契約方式別の割合について

- 令和5年度における少額随意契約を含む契約件数及び契約金額の実績の調査を実施。
- 昭和48年度実績と比べると、一般競争入札の割合が件数ベース、金額ベースともに大幅に増加。



(注) 昭和48年度実績は抽出調査であり、件数及び金額の単純比較はできない。

(参考) その他契約に係る金額基準を定めているものについて

- 少額随意契約以外で、契約に係る金額基準の法令上の定めがあるものは次のとおり。
 - ① 予決令第84条：低入札価格調査の対象となる契約の基準額
 - ② 予決令第94条：指名競争契約の基準額
 - ③ 予決令第100条の2：契約書作成を省略できる場合の基準額
 - ④ 予決令臨時特例第4条の10：複数落札制度における入札保証金免除の基準額
 - ⑤ 予決令臨時特例第5条：旧軍財産を貸し付ける場合に随意契約によることができる基準額

関係条文

- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
（最低価格の入札者を落札者としすることができる契約）

第84条 会計法第29条の6第1項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が1000万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して1000万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

（指名競争に付することができる場合）

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

2 （略）

（契約書の作成を省略することができる場合）

第100条の2 会計法第29条の8第1項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第72条第1項の資格を有する者による一般競争契約又は指名競争契約若しくは随意契約で、契約金額が150万円（外国で契約するときは、200万円）を超えないものをするとき。

二～四 （略）

2・3 （略）

- 予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）

第4条の10 （略）

② （略）

③ 各省各庁の長は、第1項の規定による一般競争（国の所有に係る有価証券の売払について行う一般競争を除く。）に付する場合においては、当該競争に加わろうとする者が買受を希望する数量についての見積金額の総額が40万円をこえないときに限り、法第29条の4第1項ただし書の規定により、同項の保証金（以下「入札保証金」という。）を納めさせないことができる。

第5条 各省各庁の長は、当分の間、法第29条の3第5項の規定により、他の法令に定めるもののほか、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。

一 （略）

二 旧陸軍省、海軍省及び軍需省に属していた財産で用途廃止により普通財産となつたもの並びに普通財産で連合国軍又は駐留軍からの返還又は取得に係るもののうち不動産及びその附属設備であつて、予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えないものの貸付をなすとき

三～十四 （略）

2 （略）